

令和2年5月6日

株主各位

第15回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

① 会社の新株予約権等に関する事項	1 頁
② 業務の適正を確保するための体制	3 頁
③ 連結株主資本等変動計算書	11 頁
④ 連結注記表	12 頁
⑤ 株主資本等変動計算書	24 頁
⑥ 個別注記表	25 頁

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.7andi.com/ir/stocks/general.html>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要等（令和2年2月29日現在）

新株予約権の名称		第15回新株予約権	第17回新株予約権
発行決議日		平成27年7月7日	平成28年7月7日
新株予約権の数		281個※1	165個※1
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 28,100株※1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 16,500株※1 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 533,000円	新株予約権1個当たり 361,300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		平成28年2月29日から 令和17年8月5日まで	平成29年2月28日から 令和18年8月3日まで
行使の条件		※2	※2
役員の新株予約権の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 30個 目的となる株式の種類と数 普通株式 3,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 30個 目的となる株式の種類と数 普通株式 3,000株 保有者数 1名
新株予約権の名称		第19回新株予約権	第21回新株予約権
発行決議日		平成29年7月6日	平成30年7月5日
新株予約権の数		161個※1	182個※1
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 16,100株※1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 18,200株※1 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 369,800円	新株予約権1個当たり 380,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		平成30年2月28日から 令和19年8月4日まで	平成31年2月28日から 令和20年8月3日まで
行使の条件		※2	※2
役員の新株予約権の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 30個 目的となる株式の種類と数 普通株式 3,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 30個 目的となる株式の種類と数 普通株式 3,000株 保有者数 1名

(注) ※ 1. 当社取締役に交付された時点における総数を記載しております。

※ 2. 行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役又は執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。
- (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の内容の概要等**
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

1. 企業理念

当社は、「社是」を次のとおり定めております。社是は、当社グループの経営理念を包括的に象徴する普遍的なものであり、グループ経営の根幹として、最も大切にしております。

「社是」

私たちは、お客様に信頼される、誠実な企業でありたい。

私たちは、取引先、株主、地域社会に信頼される、誠実な企業でありたい。

私たちは、社員に信頼される、誠実な企業でありたい。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスとは、社是に基づき、お客様、お取引先・加盟店、株主・投資家、地域社会そして社員等のステークホルダーの皆様からの信頼を確保し、末永くご愛顧いただくために、誠実な経営体制を構築・維持し、財務・非財務（ＥＳＧ）両面での中長期的なグループ企業価値を継続的に高めることにより、持続的に成長するための仕組みと考えております。

当社は、持株会社として、コーポレートガバナンスの強化とグループ企業価値の最大化を使命としており、事業会社へのサポートと監督、最適な資源配分等を通じて、この使命の達成に真摯に取り組んでまいります。

3. 取締役会における決議内容

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、次のとおり決議しております。

(1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および当社グループ各社は、「社是」および「企業行動指針」等において、信頼される誠実な企業であり続けるために、経営倫理を尊重した企業行動に徹し、法令・ルール、社会的規範を遵守し、社会から求められる企業の社会的責任を果たすことを宣言し、これに基づき、当社ＣＳＲ統括委員会を中核とする体制を構築・整備・運用し、内部通報制度の運用、公正取引の推進および企業行動指針・各社ガイドラインの周知を通じて、一層のコンプライアンスの徹底を図ります。
- ② 当社および当社グループ各社は、いわゆる反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを宣言し、不当要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等外部専門機関と

の連携により、民事・刑事両面からの法的対応を速やかに実施します。

- ③ 業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認を行います。
- ④ 当社および当社グループ各社の監査役は、自社の取締役の職務執行が法令および定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社および当社グループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成・保管が法定されている文書（電磁的記録を含み、以下同様とします。）、ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および情報管理基本規程に基づき、それぞれ適正に作成・保存・管理します。
- ② 当社および当社グループ各社は、業務情報の管理を統括し、情報管理に関する企画、立案および推進を統括する者として、各社に情報管理統括責任者を置くとともに、当社の情報管理統括責任者が、当社情報管理委員会を中核としてグループ全体の業務情報管理を統括するものとし、重要な情報の網羅的な収集開示部門による適時・正確な情報開示の実効性を高め、営業秘密・個人情報等重要な情報の安全管理等も踏まえた統合的な情報管理を行うものとし、また、情報管理の実施状況等については、定期的に取り締役会および監査役に報告を行います。
- ③ 当社および当社グループ各社の取締役および使用人は、当社グループ各社に係る重要な事項が生じたときは、当社の情報管理統括責任者に報告するものとし、また、

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社および当社グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用します。
- ② リスクの管理状況について、定期的に取り締役会および監査役に報告する体制を構築・整備・運用するとともに、取締役会、取締役および業務執行部門の責任者は、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に改善措置を実施します。
- ③ 事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生した時には、当社および当社グループ全体における損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じます。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社および当社グループ各社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定めることで、業

務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実現します。

- ② 当社の取締役会は、会社の持続的な成長を確保するため、当社および当社グループにおける重点経営目標および予算配分等について定めるとともに、当社の取締役および業務執行部門の責任者からの定期的な報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性を点検し、適宜見直しを行います。
- ③ 当社の取締役会は、原則月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会または書面による取締役会決議を実施し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行を推進します。なお、取締役会の具体的な運営については、当社定款および取締役会規則等に従います。

(5) 当社の財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社および当社グループ各社は、株主・投資家・債権者等のステークホルダーに対し、法令等に従い適時に信頼性の高い財務報告を提供できるようにするため、財務報告に係る内部統制の構築規程等に従い、適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用します。
- ② 業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、確認を行います。
- ③ 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について取締役、監査役および会計監査人間で適切に情報共有を行います。

(6) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、専任の使用人を置くものとします。

(7) 当社監査役の職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性および指示の実効性確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事およびその変更については、監査役の同意を要するものとします。また、当該使用人は当社の就業規則に従いますが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前に協議したうえ実施するものとします。

(8) 当社監査役への報告に関する体制

- ① 当社取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制

当社の取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役または使用人の不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、所定の手続により、当社監査役に報告するものとします。

- ② 当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

当社グループ各社の取締役、監査役および使用人は、当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社グループ各社における不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、所定の手続により、当社監査役に報告するものとします。

- ③ 内部通報制度を通じた当社監査役への報告体制

当社の取締役および使用人ならびに当社グループ各社の取締役、監査役および使用人は、当社および当社グループ各社の業務に関し、法令・社会的規範・社内規程等に違反する行為を発見したときは、当社の定める内部通報制度を利用することができ、内部通報制度の運営事務局は、社内規程に従い、その通報内容および運用状況を当社監査役に報告するものとします。

- (9) **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社および当社グループ各社は、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けることがないように、社内規程に定めを置く等により適切に対処します。

- (10) **当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役の職務の執行について生ずる費用は当社が負担します。

- (11) **その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。
- ② 当社の監査役は、当社内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて当社内部監査部門に調査を求めることができますものとします。
- ③ 当社の監査役は、当社グループ各社の監査役と定期的に会合を持ち、その他随時連携して企業集団における適正な監査を実施します。
- ④ 当社の監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は当社が負担するものとします。

4. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) **当社における企業統治の状況**

当社の取締役会は、12名の取締役（うち5名は独立社外取締役/男性11名、女性1名）で構成されており、原則月1回開催しております。当社は、変化の激しい経営環境の中でも迅速な意思決定と業務執行を実行できるよう、執行役員制度を導入し、取締役会の監督機能と執行役員の業務執行機能を分離し、取締役会は「経営戦略の立案」と「業務執行の監督」、執行役員は「業務執行」にそれぞれ専念できる環境を整備しており、執行役員は19名（男性18名、女性1名）で構成されております。なお、当社は、経営陣の選任につ

き、株主の意向をより適時に反映させるため、取締役の任期を1年としております。

当社では、取締役会で定めるべき事項を取締役会規則、決裁権限規程等に定めており、会社法及び当該社内規則等に定める事項につき、取締役会において決定することとしております。また、決裁権限規程等において、代表取締役社長が決定する範囲等について明確に定めており、経営における意思決定プロセス及び責任体制の明確化を図るとともに、合理的な権限の委譲による意思決定の迅速化を図っております。

当社取締役会は、当事業年度は15回開催され、当社及び当社グループ各社における重点経営目標及び予算配分等を定め、当社の取締役及び業務執行部門の責任者からの報告等を通じて、業務執行の効率性及び健全性の点検、見直しを含め、経営の重要課題に取り組みました。

監査役会は5名の監査役（うち3名は独立社外監査役/男性3名、女性2名）で構成されており、監査役制度を軸に経営をモニタリングしております。監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席することに加え、代表取締役との意見交換や、定期的に取締役から業務執行状況を聴取し、監査計画に基づき、当社、事業会社における業務・財産の状況調査を実施しております。また、事業会社の取締役、監査役と情報共有等を図り、取締役の職務の執行を監査するとともに会計監査人と情報交換を行い、会計監査における緊密な連携を図っております。

社外取締役・社外監査役は、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性と適正性を確保するための助言や提言を実施しているほか、取締役等とのミーティングで会社の経営やコーポレートガバナンス等について意見交換をすることにより、業務執行を監督・監査しております。

(2) 内部監査部門における取り組み

当社は、内部監査機能の充実、強化を図るため、独立した内部監査部門として、監査室内に「業務監査担当」と「内部統制評価担当」を設置しております。「業務監査担当」は、コンプライアンス体制の整備・運用状況を含め、主要事業会社の内部監査を確認し指導する、または直接監査する統括機能と、持株会社である当社自体を監査する内部監査機能があり、これらの業務にあたっております。「内部統制評価担当」は、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。

(3) 監査役監査、内部監査及び会計監査の相互連携等

当社では、全体として監査の質的向上を図るため、監査役（社外監査役を含む）、監査室および監査法人が、定期的に三者ミーティングを開催する等により、相互に情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図っております。三者ミーティングでは、監査役（社外監査役を含む）は、監査法人より会計監査の実施状況等について、また、監査室から内部監査の実施状況等について、それぞれ報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

また、当社は、定期的に会計監査報告会を開催しており、当該報告会には、代表取締役その他役員のほか、常勤監査役および監査室等が出席し、監査法人から会計監査の報告を受け、会計監査の結果等について確認を行っております。

また、常勤監査役と監査室とは、原則月1回、ミーティングを開催しており、監査室は、業務監査に関する監査結果、内部統制評価の経過状況等について報告を行うとともに、監査の質的向上を図るための重点検討事項等について、積極的に意見交換を実施し、両者間における監査情報の網羅的な共有化に努めております。

なお、常勤監査役は、前述の会計監査報告会の状況、監査室とのミーティングの内容等につき、監査役会等において、社外監査役に報告し課題等の共有化を図るとともに協議を実施し、さらに、当該協議内容を監査室や監査法人にフィードバックすることにより、社外監査役を含む監査役監査と、内部監査、会計監査とのタイムリーな連携を図っております。

さらに、監査室は、監査役会等において、随時、内部監査の実施状況・結果に関し報告を行っており、監査役（社外監査役を含む）からの質問等に対し説明を行っております。

監査役（社外監査役を含む）、監査室および監査法人は、各監査において、内部統制部門から報告および資料等の提出を受けるほか、必要に応じて説明を求めており、内部統制部門は、これらの監査が適切に実施されるよう協力しております。

(4) 各種委員会における取り組み

当社は、代表取締役のもとに「C S R統括委員会」「リスクマネジメント委員会」「情報管理委員会」を設置しております。各委員会は事業会社と連携しながらグループの方針を決定し、その浸透と実行を管理・監督することでコーポレートガバナンスの強化を図っております。

●C S R統括委員会

当社はグループ全社的なC S R活動の推進・管理・統括を目的としたC S R統括委員会を設置し、同委員会傘下にグループ全体の「5つの重点課題」に対する具体的な施策の検討・実行を担うグループ横断的な組織として「企業行動部会」「消費者・公正取引部会」「環境部会」「社会価値創造部会」を設けております。これらの部会を通してコンプライアンスの更なる徹底及びステークホルダーに係る社会課題の解決に資する事業活動を推進するとともに、E S G（環境、社会、ガバナンス）の視点から社会と当社グループ双方の持続可能な発展を目指しております。

また、当社はグループ全体の内部統制の一環として当社グループ役員・従業員及びお取引先が利用可能な内部通報制度を運用しており、C S R統括委員会の担当役員が、取締役会において内部通報制度の運用と是正の状況について、定期的に報告・確認を行っております。

●リスクマネジメント委員会

当社及び当社グループ各社では、経営環境及びリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用しております。

リスクマネジメント委員会は、各リスク管理統括部署より自社のリスク管理状況に関する報告を受け、リスクの網羅的な把握、その評価・分析及び対策について協議し、今後の方向性を定めております。

一方、各リスクについては、当社の各リスク管理統括部署を主体とするグループ横断の会議体等を活用し、グループ各社のリスク評価・分析及び低減策の実行支援や社内外のリスク関連情報の共有などを通じて、グループ全体のリスク管理の更なる強化に取り組みました。

●情報管理委員会

当社は、グループの役職員が知得、作成または保有する業務に関する一切の情報について、情報管理基本規程に基づき、情報管理統括責任者を委員長とする情報管理委員会を設置し、情報管理に対するリスクの分析、評価及び対策を講じております。

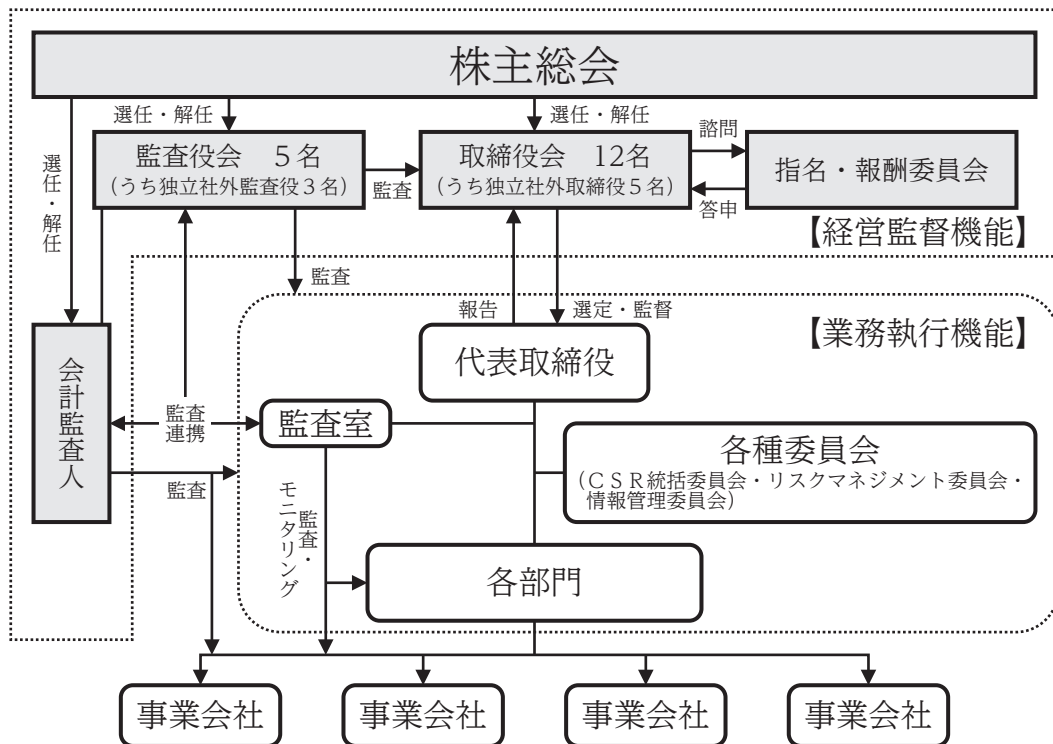
当事業年度において、前事業年度に引き続き、情報収集・管理体制の強化に努め、各社の重要情報を適時・適切に収集し、協働して対処する体制を強化するとともに、その情報を一元的に管理し、経営及び関連部門へ遺漏・遅滞なく報告する体制の強化に取り組みました。

情報セキュリティにおいては、7pay(セブンペイ)にかかわる不正アクセスが発生したことを受け、セキュリティについての専門性を有する人財を拡充し、当社グループにおけるセキュリティ施策を統括的に所管し、かつ、業務執行から独立した専門部署を設置いたしました。その上で、当社グループにおいて横断的に適用される、セキュリティに関するポリシー、ガイドライン等の再整備をし、社内教育の高度化及びモニタリングの強化を通じて、セキュリティに対する意識向上及び高度化に取り組んでおります。

これらの取り組みを通じて、グループの情報管理及び情報セキュリティの強化に努めております。

当社のコーポレートガバナンス体制

当社のコーポレートガバナンス体制は以下のとおりです。



連結株主資本等変動計算書 （平成31年 3 月 1 日から 令和 2 年 2 月29日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成31年3月1日残高	50,000	409,859	2,015,630	△4,680	2,470,808
会計方針の変更による累積的影響額			△42,857		△42,857
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,000	409,859	1,972,772	△4,680	2,427,950
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△84,037		△84,037
親会社株主に帰属する当期純利益			218,185		218,185
自己株式の取得				△6,718	△6,718
自己株式の処分		30		85	115
その他の		△626		△0	△627
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△596	134,148	△6,632	126,918
令和2年2月29日残高	50,000	409,262	2,106,920	△11,313	2,554,869

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成31年3月1日残高	26,150	△69	23,768	737	50,587	2,805	148,285	2,672,486
会計方針の変更による累積的影響額								△42,857
会計方針の変更を反映した当期首残高	26,150	△69	23,768	737	50,587	2,805	148,285	2,629,628
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△84,037
親会社株主に帰属する当期純利益								218,185
自己株式の取得								△6,718
自己株式の処分								115
その他の								△627
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△197	△207	△6,252	2,796	△3,861	△2,473	7,010	674
連結会計年度中の変動額合計	△197	△207	△6,252	2,796	△3,861	△2,473	7,010	127,593
令和2年2月29日残高	25,953	△277	17,515	3,533	46,725	331	155,295	2,757,222

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

(1) 連結子会社の数 141社

(2) 主要な連結子会社の名称

株式会社セブン・イレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc.、株式会社イトーヨーカ堂、
株式会社ヨークベニマル、株式会社そごう・西武、株式会社セブン銀行、
株式会社セブン・フィナンシャルサービス

当連結会計年度において、設立に伴い、新たに6社を連結子会社としております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 0社

(2) 持分法を適用した関連会社の数 25社

主要な会社等の名称

プライムデリカ株式会社、びあ株式会社

当連結会計年度において、株式を取得したことに伴い、新たに2社を持分法適用会社としております。

また、合併したことに伴う解散により、1社を持分法適用会社から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続きに関する事項

① 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

② 債務超過会社に対する持分額は、当該会社に対する貸付金を考慮して、貸付金の一部を消去しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類作成にあたり、12月31日決算日の連結子会社は、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3月31日決算日の株式会社セブン銀行等は、連結決算日現在で実施した正規の決算に準ずる合理的な手続きによって作成された計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 商品 国内連結子会社は主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、在外連結子会社は主として先入先出法（ガソリンは総平均法）を、また、一部の国内連結子会社は先入先出法を採用しております。
- 貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定額法によっております。
（リース資産を除く）
- ② 無形固定資産 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。
（リース資産を除く）
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 販売促進引当金 販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- ③ 賞与引当金 従業員に対する賞与支給のため、支給見込額基準による算出額を計上しております。
- ④ 役員賞与引当金 役員に対する賞与支給のため、支給見込額を計上しております。
- ⑤ 商品券回収損引当金 一部の連結子会社が発行している商品券の未回収分について、一定期間経過後収益に計上したものに対する将来の回収に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。
- ⑥ 返品調整引当金 当連結会計年度末に予想される将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づく返品損失見込額を計上しております。
- ⑦ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づいて算定した期末要支給額を計上しております。
なお、当社及び一部の連結子会社は、役員退職慰労引当金制度を廃止し、一部の連結子会社は退任時に支給することとしております。
- ⑧ 株式給付引当金 当社及び一部の連結子会社において、取締役及び執行役員への株式給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約等取引

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務

③ ヘッジ方針

金利等の相場変動リスクの軽減、資金調達コストの低減、又は、将来のキャッシュ・フローを最適化するためにデリバティブ取引を行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価することとしております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

開業費は、5年間（定額）で償却しております。ただし、金額的に重要性がない場合は、支出時に費用として計上しております。

② のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び平成23年2月28日以前に発生した負ののれんについて、主として20年間で均等償却しております。また、金額が僅少な場合には、発生時にその全額を償却しております。

平成23年3月1日以降に発生した負ののれんについては、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しております。

なお、持分法の適用にあたり、発生した投資差額についても、上記と同様の方法を採用しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の非支配株主持分及び為替換算調整勘定に含めております。

- ④ 国内及び海外コンビニエンスストア事業におけるフランチャイズに係る会計処理
株式会社セブン・イレブン・ジャパン及び米国連結子会社の7-Eleven, Inc.は、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識しております。
- ⑤ 消費税等の会計処理方法
当社及び国内連結子会社は、消費税等の会計処理について税抜方式を採用しております。北米の連結子会社は、売上税について売上高に含める会計処理を採用しております。
- ⑥ 連結納税制度の適用
当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(ASU第2014-09号 「顧客との契約から生じる収益 (Topic606) 」の適用)

米国会計基準を適用する在外連結子会社において、ASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」を当連結会計年度より適用しております。

これにより、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

当該会計基準の適用については、経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、累積的影響額を利益剰余金に加減しております。この結果、利益剰余金の当期首残高が43,794百万円減少しております。

なお、当連結会計年度の連結損益計算書に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

追加情報

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度より、当社及び一部の連結子会社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。以下同じ。）に対して、中長期的な企業価値向上への意欲を高め、株主と利害共有を図ることを主たる目的とし、役員報酬ＢＩＰ信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

(1)取引の概要

本制度は、当社及び一部の連結子会社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に對して、当社及び一部の連結子会社が定める株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

(2)信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は3,874百万円、株式数は1,014千株であります。

(執行役員に対する業績連動型株式報酬制度)

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度より、当社及び一部の連結子会社の執行役員（海外居住者を除く。以下同じ。）に対して、中長期的な企業価値向上への意欲を高め、株主と利害共有を図ることを主たる目的とし、株式付与ＥＳＯＰ信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

(1)取引の概要

本制度は、当社及び一部の連結子会社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、執行役員に対して、当社及び一部の連結子会社が定める株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、執行役員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として執行役員の退職時とします。

(2)信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は2,813百万円、株式数は733千株であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	523百万円
土地	1,258百万円
投資有価証券	62,099百万円
長期差入保証金	4,499百万円
合計	68,380百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金（一年内返済予定額を含む）	9,947百万円
--------------------	----------

この他、建物及び構築物306百万円と土地1,331百万円を関連会社の借入金2,651百万円の担保に供しております。

また、為替決済取引の担保として投資有価証券1,543百万円、長期差入保証金800百万円、宅地建物取引業に伴う供託として長期差入保証金55百万円、割賦販売法に基づく供託として長期差入保証金1,334百万円を供託しております。

その他、資金決済に関する法律等に基づき、長期差入保証金382百万円を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,968,140百万円
-------------------	--------------

3. 偶発債務

従業員の金融機関からの借入金に対する債務保証は69百万円であります。

4. 貸出コミットメント

一部の金融関連子会社においては、キャッシング業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	855,436百万円
貸出実行残高	45,407百万円
差引額	810,029百万円

なお、上記差引額の多くは、融資実行されずに終了されるものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。また、顧客の信用状況の変化、その他相当の事由がある場合には、融資の中止又は利用限度額の減額をすることができます。

5. その他

株式会社セブン銀行の所有する国債等について

当社の連結子会社である株式会社セブン銀行は、為替決済取引や日本銀行当座貸越取引の担保目的で国債等を所有しております。これらの国債等（償還期間が1年内のものを含む）は、実質的に拘束性があるため連結貸借対照表上では、投資有価証券に含めて表示しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 の株式数（千株）
普通株式	886,441	－	－	886,441

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 の株式数（千株）
普通株式	1,873	1,755	32	3,596

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,755千株は、役員報酬ＢＩＰ信託及び株式付与ＥＳＯＰ信託の当社株式取得による増加1,751千株及び単元未満株式の買取りによる増加3千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少32千株は、ストック・オプションの行使による減少28千株、役員報酬ＢＩＰ信託及び株式付与ＥＳＯＰ信託が保有する当社株式交付による減少3千株及び単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。
3. 当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬ＢＩＰ信託及び株式付与ＥＳＯＰ信託が保有する当社株式1,747千株が含まれております。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和元年5月23日 定時株主総会	普通株式	42,018	47円50銭	平成31年2月28日	令和元年5月24日
令和元年10月10日 取締役会	普通株式	42,019	47円50銭	令和元年8月31日	令和元年11月15日
計		84,037			

- (注) 令和元年10月10日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託及び株式付与ＥＳＯＰ信託が保有する当社株式に対する配当金83百万円が含まれております。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
令和2年5月28日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案することを予定しております。
- ① 配当金の総額 45,115百万円
- ② 1株当たり配当額 51円00銭
- ③ 基準日 令和2年2月29日
- ④ 効力発生日 令和2年5月29日
- (注) 配当金の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託及び株式付与ＥＳＯＰ信託が保有する当社株式に対する配当金89百万円が含まれております。なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(3) 株主資本の金額の著しい変動

米国会計基準を適用する在外連結子会社において、ASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益 (Topic606)」を当連結会計年度より適用しております。これに伴う影響については、「連結注記表 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおりであります。

4. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内容	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数
当 社	第15回 新株予約権	普 通 株 式	3,000株
	第17回 新株予約権	普 通 株 式	3,000株
	第19回 新株予約権	普 通 株 式	3,000株
	第20回 新株予約権	普 通 株 式	1,000株
	第21回 新株予約権	普 通 株 式	3,000株
	第22回 新株予約権	普 通 株 式	1,000株
連結子会社 (株式会社セブン銀行)	第1回－①新株予約権	普 通 株 式	45,000株
	第2回－①新株予約権	普 通 株 式	55,000株
	第2回－②新株予約権	普 通 株 式	9,000株
	第3回－①新株予約権	普 通 株 式	180,000株
	第4回－①新株予約権	普 通 株 式	187,000株
	第4回－②新株予約権	普 通 株 式	13,000株
	第5回－①新株予約権	普 通 株 式	146,000株
	第5回－②新株予約権	普 通 株 式	20,000株
	第6回－①新株予約権	普 通 株 式	93,000株
	第6回－②新株予約権	普 通 株 式	10,000株
	第7回－①新株予約権	普 通 株 式	81,000株
	第7回－②新株予約権	普 通 株 式	18,000株
	第8回－①新株予約権	普 通 株 式	58,000株
	第8回－②新株予約権	普 通 株 式	19,000株
	第9回－①新株予約権	普 通 株 式	160,000株
	第9回－②新株予約権	普 通 株 式	39,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、余剰資金の運用については、安全性・流動性・効率性の重視を基本方針としており、銀行預金等での運用に限定し、資金調達については、銀行借入と社債発行を中心に調達しております。

また、デリバティブ取引については、外貨建債権債務の為替変動リスクの回避及び有利子負債の金利変動リスクの回避又は将来の金利支払のキャッシュ・フローを最適化するために行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

当社グループでは、「リスク管理の基本規程」において、リスク種類ごとの統括部署及び統合的リスク管理の統括部署を定め、リスク管理を実施しております。

受取手形及び売掛金、差入保証金の信用リスクについては、相手先の信用度の継続的なモニタリングに努めるとともに、受取手形及び売掛金については取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、リスク低減を図っております。また、投資有価証券は主に株式や国債等であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、外貨建社債は為替の変動リスクに晒されておりますが、通貨スワップ取引による当該リスクの回避を図っております。

外貨建の支払手形及び買掛金の一部については、為替予約取引による為替変動リスクの低減を図っております。また、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達を、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、これらに関しては資産負債の総合管理（ALMに基づく管理）を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（23頁（注）2．参照）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	1,357,733	1,357,733	－
(2) 受取手形及び売掛金	351,915		
貸倒引当金 ※ 1	△3,643		
	348,272	352,012	3,739
(3) 投資有価証券	134,072	137,722	3,650
(4) 長期差入保証金 ※ 2	264,357		
貸倒引当金 ※ 3	△86		
	264,270	277,977	13,706
資産計	2,104,348	2,125,445	21,096
(1) 支払手形及び買掛金	410,793	410,793	－
(2) 銀行業における預金	655,036	655,134	98
(3) 社債 ※ 4	361,915	365,945	4,029
(4) 長期借入金 ※ 5	491,588	496,672	5,084
(5) 長期預り金 ※ 6	26,355	26,328	△27
負債計	1,945,690	1,954,875	9,184
デリバティブ取引 ※ 7	20	20	－

※ 1. 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

※ 2. 一年内返還予定の長期差入保証金を含めております。

※ 3. 長期差入保証金に係る貸倒引当金を控除しております。

※ 4. 一年内償還予定の社債を含めております。

※ 5. 一年内返済予定の長期借入金を含めております。

※ 6. 一年内返還予定の長期預り金を含めております。

※ 7. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。また、決済が長期にわたるものの時価は、信用リスク等を考慮した元利合計額を残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 銀行業における預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 社債

国内債の時価については、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。外貨建社債の時価については、通貨スワップの振当処理の対象とされていることから、当該通貨スワップと一体として処理された将来キャッシュ・フローを、同様の国内債を新規発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期預り金

長期預り金の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。また、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金、外貨建社債と一体として処理されているため、これらの時価は、当該支払手形及び買掛金、社債の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券 ※ 1	
非上場株式	10,646
関連会社株式	33,009
その他	6,942
長期差入保証金 ※ 2	103,937
長期預り金 ※ 2	27,837

※ 1. これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

※ 2. これらについては、返還予定を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産「(4) 長期差入保証金」及び負債「(5) 長期預り金」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 2,946円83銭
- 1 株当たり当期純利益 246円95銭

- (注) 1. 当社は、当連結会計年度より役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期末株式総数は1,747千株であります。
2. 当社は、当連結会計年度より役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,085千株であります。

重要な後発事象に関する注記

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当該影響が長引けば当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。なお、本注記表作成時点では当該影響額を合理的に算定することは困難であります。

その他の注記

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額等は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 （平成31年 3 月 1 日から 令和 2 年 2 月29日まで）

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平 成 3 1 年 3 月 1 日 残 高	50,000	875,496	370,992	1,246,489	168,381	168,381	△4,632	1,460,238
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△84,037	△84,037		△84,037
当 期 純 利 益					56,198	56,198		56,198
自 己 株 式 の 取 得							△6,718	△6,718
自 己 株 式 の 処 分			30	30			85	115
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)								
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	30	30	△27,838	△27,838	△6,632	△34,441
令 和 2 年 2 月 2 9 日 残 高	50,000	875,496	371,022	1,246,519	140,542	140,542	△11,265	1,425,797

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
平 成 3 1 年 3 月 1 日 残 高	13,476	13,476	2,484	1,476,199
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△84,037
当 期 純 利 益				56,198
自 己 株 式 の 取 得				△6,718
自 己 株 式 の 処 分				115
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△3,458	△3,458	△2,427	△5,886
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△3,458	△3,458	△2,427	△40,327
令 和 2 年 2 月 2 9 日 残 高	10,017	10,017	56	1,435,871

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券 時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

（リース資産を除く）

(2) 無形固定資産

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（リース資産を除く）

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給のため、支給見込額基準による算出額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与支給のため、支給見込額を計上しております。

(3) 株式給付引当金

取締役及び執行役員への株式給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付債務見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……通貨スワップ

ヘッジ対象……社債

(3) ヘッジ方針

金利等の相場変動リスクの軽減、又は、将来のキャッシュ・フローを最適化するためにデリバティブ取引を行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

- (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価することとしております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理方法
税抜方式を採用しております。
- (3) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

追加情報

(取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、当事業年度より、当社の取締役(非業務執行取締役及び海外居住者を除く。)及び執行役員(海外居住者を除く。)に対して、業績連動型株式報酬制度を導入しております。概要は、「連結注記表」の「追加情報」に記載のとおりであります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	4,362百万円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務(区分掲記されたものを除く)	
(1) 短期金銭債権	34,127百万円
(2) 短期金銭債務	12,481百万円
(3) 長期金銭債務	10,979百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引に係るもの

(1) 営業取引高	
営業収益	115,790百万円
一般管理費	4,689百万円
(2) 営業取引以外の取引高	5,358百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数	普通株式	3,573,419株
------------------	------	------------

(注) 当事業年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式1,747千株が含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	149百万円
未払事業税・事業所税	58百万円
新株予約権	17百万円
繰越欠損金	4,029百万円
減損損失否認額	3,746百万円
関係会社株式評価損	64,719百万円
株式給付引当金	805百万円
債務保証損失引当金	9,853百万円
その他	416百万円
繰延税金資産小計	83,798百万円
評価性引当額	△78,630百万円
繰延税金資産合計	5,168百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△348百万円
その他有価証券評価差額金	△4,422百万円
繰延税金負債合計	△4,770百万円
繰延税金資産（負債）の純額	397百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	1,428百万円
1 年超	3,084百万円
合計	4,512百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注) 4	科 目	期末残高 (百万円) (注) 4
子会社	株式会社 セブン&アイ・フ ィナンシャルセン ター	所有 直接 100	資金の預入 及び借入	資金の預入 (注) 1 預け金利息 (注) 1 資金の借入 (注) 1 借入金利息 (注) 1	434,594 1,139 362,000 103	関係会社 預け金 関係会社長期 預け金 その他の流動 資産 関係会社 短期借入金 未払費用	62,566 10,000 186 39,000 0
子会社	株式会社 セブン・イレブ ン・ジャパン	所有 直接 100	役員の兼任	経営管理(注) 2 連結納税に伴う 法人税の精算	3,184 51,134	未収入金	27,033
子会社	株式会社 イトーヨーカ堂	所有 直接 100	役員の兼任	業務の受託 (注) 3	1,194	未収入金	205
子会社	株式会社 セブン&アイ・ネ ットメディア	所有 直接 100	—	業務の委託	3,877	未払金	1,661
子会社	株式会社 ニッセンホールデ ィングス	所有 間接 100	—	債務保証損失引 当金の戻入	36	債務保証損失 引当金	23,108

- (注) 1. 関係会社預け金及び関係会社借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定された利率に基づき、取引を行っております。
2. 経営管理料については、当社グループの規定に基づき、各子会社の事業規模に応じた負担割合により決定しております。
3. 業務受託料については、当事者間の交渉により決定しております。
4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,626円31銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 63円61銭 |

- (注) 1. 当社は、当事業年度より役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期末株式総数は1,747千株であります。
2. 当社は、当事業年度より役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,085千株であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額等は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。